状況報告書の発展

Development of Management Report in German Commercial Law

五十嵐 邦正 Kunimasa Igarashi

目次

はじめに

- Ⅰ 状況報告書の沿革
- Ⅱ 旧商法における状況報告書規定の変遷
- Ⅲ 改正商法における状況報告書規定
- IV 状況報告書の検討

むすび

(要旨)

本論文の検討結果として次の諸点が明らかになる。第1は、状況報告書のルーツは営業報告書で、これは1884年株式改正法を出発点とし、その後1931年株式改正法により第2の拡充期間に入り、さらに1965年株式法により基盤形成に対する第3の確立期を迎える。第2は、1985年商法の制定により営業報告書における状況報告のみを中心とし大中資本会社を対象とする状況報告書が制度化される。1998年のいわゆるコントラック法制定前までが状況報告書生成プロセスの第1期に相当する。それ以降に記載範囲が一段と拡がり第2の確立期をむかえ、将来の発展に関するチャンス及びリスクのほかに環境などの非財務的業績指標、さらに金融商品のヘッジ処理及びそれに関連するさまざまなリスクの記載が要求される。2009年の改正商法により第3の補強期となり、コーポレート・ガバナンスの観点から財務報告に係る内部統制システム及びリスク管理システムの重要なメルクマールの記述と、企業管理の説明が義務づけられる。第3は、状況報告書は情報機能と保護機能としての役割を有する。状況報告書の情報機能は一方で年次決算書を補完し、他方で投資家及び債権者の保護に役立つ。第4は、もっぱら期末現在の現況及び過去と現在の損益にウェイトを置くわが国の事業報告に比べて、状況報告書の記載内容は一段と広範囲に及ぶ。

はじめに

財務会計にとってきわめて重要な課題の1つが、投資家に対する有用な会計情報の提供である。近年、これに対する要求はデイスクロージャー制度との関連で益々強まっている。このような状況のなかで特に注目されているのがドイツの状況報告書¹⁾ (Lagebericht) である。これは必ずしも貸借対照表、損益計算書及び附属説明書から成る年次決算書(Jahresabschluss)を構成するものではない。しかし、企業情報にとって重要なデータを提供する点で、その意義は大きい。小資本会社を除き、大中資本会社に対してその作成が義務づけられるとともに(商法第 264 条 1 項)、経済監査士による監査も義務づけられる(商法第 316 条 1 項)。

この状況報告書は、かつて 1965 年株式法 (Aktienrecht) 第 160 条における営業報告書 (Geschäftsbericht) をベースとし、1978 年EC 会社法第 4 号指令 (Vierte EG-Richtlinie) 第 46 条を 1985 年のドイツ商法に変換したものである (商法第 289 条)。また、1983 年EC会社法第 7 号指令第 36 条により連結会計にも導入され、連結状況報告書 (Konzernlagebericht) の作成も義務づけられる (商法第 315 条)。ただ、個別財務諸表における状況報告書と連結状況報告書との内容はほぼ同様である。

そこで、この小論ではかつての営業報告書及び現行上の状況報告書の規定に関する改正をフォローしながら、状況報告書の発展を明らかにするとともに、それとわが国の事業報告とを比較検討することにしたい。

I 状況報告書の沿革

1 営業報告書の規定

状況報告書のルーツは既述の通り営業報告 書である。そこで、この営業報告書に対する 法規定について概括する。

(1) 1884 年株式改正法

1794年プロシア普通国法 (Preußisches Allgemeines Landrecht) を基礎として 1843年に株式法 (Aktiengesetz) が制定された。そのなかで株式会社については株主及び一般大衆を保護する目的から国家による監視を前提とする認可制度 (Konzessionssystem) となった。1870年株式法改正 (Aktienrechtsnovelle) は、この認可制度から会社にかなりの程度運用を任せる準則制度 (Normativsystem) に変更した。その結果、事前的な国家によるコントロールに代えて、保護システムとして情報による自己責任の意思決定が重視されるようになった²⁾。1884年株式法改正前までは、株式会社の取締役は貸借対照表だけを作成する義務があった。

1884 年株式法改正に伴い、株式会社に 対して新たに損益計算書 (Gewinn- und Verlustrechnung) と並んで "会社の財産状態及び 状況" (Vermögensstand und Verhältnisse) の 経過をたどる報告書の作成を義務づけた(普 通ドイツ商法第239条2項)。後者は営業報 告書と呼ばれ、商業登記簿には提出する義務 はなく、単に監査役会 (Aufsichtsrat) にだ け提出し、そのコメントを付して株主総会に 提出しなければならなかった。株主総会以外 にまだその公開の義務はなかった。その当時 において営業報告書は出資者への情報として 位置づけられていたにすぎなかった。この営 業報告書作成規定の導入は貸借対照表の周到 な監査を達成する目的からであった³⁾。つま り、年次決算書の補完及び説明のなかで、こ の営業報告書は機関の免責、監査役の選任及 び利益分配の決定に対する基礎として役立っ

この営業報告書に記載すべき具体的な内容 についての規定は特になかった。

(2) 1931 年株式法改正

上記の第239条2項の規定は1897年商法 第260条にそのままで引き継がれた。依然 としてそこに記載すべき具体的な内容への言及はなかった。営業報告書については、情報機能の面から取締役が独立して自己の管理のもとで作成するという考え方が強くなってきた。しかし、貸借対照表とは違って営業報告書は株主総会の承認は必要なかった。

1931年の緊急指令(Notverordnung)による株式法改正において、営業報告書が決算書監査の対象となり(1931年商法第262a条)、商業登記簿で公開されるようになった。その結果、年次決算書は、その基礎となる継続的な簿記及び営業報告書を含めて監査されねばならず、商業登記簿に記載されねばならなくなった(1931年商法第265条)。

営業報告書のなかに引き続き "会社の財産 状態及び状況"の経過をたどるという用語が 盛り込まれた(1931 年商法第 260a条 1 項)。 と同時に、前期の年次決算書と著しく異なる ときには、その説明が必要となる。従属会社 及びコンツェルン会社との関係についても触 れねばならなくなった(1931 年商法第 260a 条 2 項)。

営業報告書に記載すべき具体的事項がはじめて明記された(1931年商法第260a条3項)。例えば、①創立者もしくは引受者としての株主が会社の計算で引き受けた株式、それが期中に売却されたときには、その評価及びその売却額の使途の報告、②会社の保有する自己株式、それが期中に売却されたときには、その売買価格とその売却額の使途の報告、③拘束株式、④期中に発行された享益証券(Genußschein)、⑤担保設定及び保証引受を含む貸借対照表から判断できない責任関係、⑥すべての取締役構成員及び監査役構成員、⑦価格及び販売規制団体に対する会社の帰属、⑧後発事象である。

その結果、営業報告書は第1項を中心とした"会社の財産状態及び状況"に関する一般的な報告部分と、第3項を中心とした年次決算書に関する説明部分とから構成される⁴。

特に後者の報告内容の拡大に伴い,その作成に際して"誠実で忠実な会計報告の諸原則" (Grundsätze einer gewissenhafter und getreuer Rechenschaftsablegung)を導入した(1931 年商法第 260a条 4 項)。但し,その報告を省略できるのは,当該会社もしくは公共の主たる利益がその省略を要求するときだけにすぎない。

(3) 1937 年株式法

1937 年株式法は、取締役が営業年度の終了 後3ヶ月以内に営業報告書を作成し、それに 対する監査役会の報告書を添付して株主総会 に提出しなければならないと規定した(1937) 年株式法第127条)。この営業報告書は既述 のような"会社の財産状態及び状況"という 表現に代えて、"会社の営業経過及び状況 (Geschäftsverlauf und Lage der Gesellschaft) の表示"という表現に改められた(1937年 株式法第128条)。この株式法はすでに触れ た営業報告書の二区分を明確に認識した 5)。 1つめは会社の営業の経過及び状況に関する 区分である (1937 年株式法第128 条1項)。 2つめは年次決算書の説明区分である(1937 年株式法第128条2項)。このなかには重大 な後発事象も含め、基本的には1931年株式 法改正第260a条3項とほぼ同様に、次の事 項の報告が必要となる。

- ① 株主が会社の計算もしくは従属企業の 計算で引受権の行使として引き受けた 株式
- ② 会社あるいは従属企業が保有する自己株式
- ③ 条件付資本金増加 (bedingte Kapitalerhöhung)
- ④ 認可資本金 (genehmigtes Kapital)
- ⑤ 享益権 (Genußrecht)
- ⑥ 年次貸借対照表から判断できない責任 関係
- ⑦ 取締役及び監査役等に対する当期及び

次年度の報酬と、取締役及び監査役構成員の一覧

- ⑧ コンツェルンとの関係
- ⑨ 価格及び販売規制団体に対する会社の 帰属

このうち重大な後発事象が列挙事項から外れ、③、④、⑦及び⑧が新たに追加された。また、1931 年株式法改正第 260a条 3 項 6 号の取締役及び監査役の構成員に関する規定は1937 年株式法第 128 条 4 項に移行した。

営業報告書の報告に際しては、すでに触れた誠実で忠実な会計報告の諸原則に合致していなければならない(1937年株式法第128条3項)。

(4) 1965 年株式法

A 営業報告書に関する規定

1937 年株式法を継承しながら,1965 年株式法第160 条は営業報告書について次のように規定した。

第160条1項:営業報告書は、営業の経過(Geschäftsverlauf)及び会社の状況(Lage der Gesellschaft)について述べなければならない。営業年度の終了後に発生した特に重要な事象もまた報告しなければならない。

同条2項:営業報告書はさらに年次決算書を説明しなければならない。その際には会社の財産及び収益の状態におけるできるだけ確実な洞察の伝達に必要であるように、完全に評価及び減価償却の方法を示さねばならない。<以下、略>

同条3項:すべての営業報告書のなかに、 以下の事柄を報告しなければならない。

1 会社もしくは従属的もしくは会社の 多数所有にある企業の計算で、株主 が発起人もしくは引受人として、も しくは条件付資本金増加に際して付 与される転換権もしくは引受権を行 使して引き受けた株式数と増加、こ の株式を期中に売却した場合には, その売却額を記載した額及びその売 却額の処分に関してもまた報告しな ければならない。

< 2~11 に関しては省略>

同条 4 項:報告は誠実で忠実な会計報告 (Grundsätze einer gewissenschaften und getreuen Rechenschaft) に合致しなければ ならない。<以下、略>

< 5 項省略>

B 営業報告書の概要

この株式法第160条によると、それは原則として次の2つの部分から構成される。1つは営業の経過及び会社の状況を取り扱う一般部分である。これは状況報告と呼ばれていた。他の1つは年次決算書を説明する部分であり、これは説明報告と呼ばれていた。前者に関係するのが第160条1項であるのに対して、後者に関係するのは同条2項及び3項である。

前者の状況報告としては以下の3点が重要となる。1つは営業の経過,2つめは会社の状況,3つめは期末以降で特に重要な事象,つまり後発事象である。これらの具体的な内容に関しては、法は説明を加えていない。また、この状況報告のなかにいわゆる社会的報告(Sozialbericht)も含まれるとする見解が一般的である。例えば従業員数の内訳などがそれに該当する。

後者の説明報告に対する具体的内容に関して、例えば会社の財産及び収益の状態におけるできるだけ確実な洞察の伝達に必要な評価及び減価償却の方法、固定資産の各項目に関する事業年度中の増加に対する減価償却及び価額修正の記載、固定資産の評価方法及び償却方法の変更などの記載が要求される。ここから明らかなように、営業報告書は年次決算書を構成する貸借対照表及び損益計算書の明細を示す。

既述の株式数及びその増加に関する報告以外に,以下の事項の記載も報告する。例えば自己株式の数,相互間における出資の存在,条件付資本金増加に関する株式,認可資本金,享益権等,責任関係,取締役や監査役,構成員の給料等がそうである。

このような 1965 年株式法第 160 条において規定されていた営業報告書の説明報告は後述する 1985 年ドイツ商法において年次決算書を構成する附属説明書(Anhang)に移行した。それらはもっぱら年次決算書に計上される項目に直接的に関連する事項だからである。これに対して、状況報告はもっぱら状況報告書の担当となった。

1937 年株式法第 128 条 3 項の①から⑨までの規定のほかに、さらに相互出資している企業の存在、過去の取締役の報酬額、通知義務のある会社への出資の存在の記載を営業報告書に新たに要求した(1965 年株式法第160 条 3 項)。

営業報告書の報告にあたっては、既述の 1931年株式法改正及び1937年株式法と同様に誠実で忠実な会計報告の諸原則に合致しなければならない(1965年株式法第160条4項)。

1965 年株式法第160条5項によると、営業報告書に取締役及び監査役会の構成員の氏名を記載する。これもまたコーポレート・ガバナンスに関する事項である。

1965年株式法における営業報告書の位置づけは以下の「図1」の通りである。

このなかで、営業報告書における状況報告については決算書監査人による監査義務について制限が加えられていたのに対して、説明報告については無制限の監査義務があった。この営業報告書は主として静的貸借対照表理論(statische Bilanztheorie)に基づいており、もっぱら決算日現在の静的事象が中心である⁶⁾。決算日以降の考察が必要となるのは、特に重要な事象に限られる。その結果、「時点的に関係する発展の予測の形での将来関連的報告(動的な状況概念)は時々で要求された。というのは、報告の受け手は何ら過去に方向づけられた情報ではなくて、将来に方向づけられた情報を必要とするからである⁷⁾。

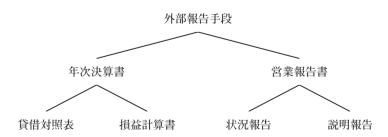
2 EC 会社法第 4 号指令における状況報 告書規定

1978年にEC会社法第4号指令が公表された。この第46条は状況報告書について以下のように規定する。

第46条1項 状況報告書は少なくとも会社の営業経過及び状況について真実の写像 (tatsächlichen Verhältnisse entsprechendes Bild) を表示しなければならない。

同条2項 状況報告書は以下の事項にも 触れねばならない。

a) 後発事象



〔図 1〕1965 年株式法における営業報告書の位置づけ

出典: B.Selch, Das Lagebericht, Wiesbaden, 2003年, 10ページ

- b) 会社の発展の見込み
- c) 研究及び開発の範囲
- d) EC会社法第2号指令第22条2項 に定める自己株式取得の範囲

この第1項でいう真実の写像はもちろん特にイギリスで伝統的な「真実かつ公正な概観」 (true and fair view)という一般原則を指す。

Ⅱ 旧商法における状況報告書規定の変遷

1 1985 年商法

1985年商法はこの会社法第4号指令を受けて1965年株式法における営業報告書に対する規定を改正した。すなわち、一方で営業報告書のなかで年次決算書の詳細な説明部分をすでに触れた附属説明書として年次決算書の構成要素に変更し、他方で営業報告書のもう1つの部分たる会社の経過及び状況に関して、独自の会計報告手段たる状況報告書として規定した。1985年商法における状況報告書の位置づけば、以下の[図2]の通りである。

(1) 商法第 289 条

個別財務諸表における状況報告書について商法第289条は次のように規定する。

第289条1項: 状況報告書は真実の写像が伝達されるように、資本会社における営業の経過及び状況を少なくとも説明しなければならない。

同条 2 項:状況報告書は以下の点についてもまた触れる必要がある。

- 1 営業年度の終了後に発生した特に重 要な事象
- 2 資本会社の発展の見通し
- 3 研究開発の範囲

この状況報告書の作成義務があるのは、大中資本会社である(商法第264条1項2文)。 小資本会社にはその作成義務はない。前者には状況報告書に対する決算書監査人による監査義務だけでなく、その公告の義務もある(商法第325条)。後者にはそれらの義務はない。

(2) 商法第315条

商法第 315 条は連結状況報告書に関して もすでに触れた商法第 289 条と同様に規定 する。

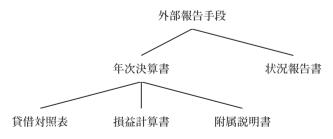
商法第 315 条 1 項:連結状況報告書は, 真実の写像を伝達するように,連結企業に おける営業の経過及び状況を少なくとも説 明しなければならない。

同条 2 項:連結状況報告書には以下の点 に触れる必要がある。

- 1 連結期間後に発生した特に重要な事 象
- 2 連結企業の発展の見通し
- 3 連結企業における研究開発の範囲

同条 3 項:連結附属説明書及び附属説明 書との関係に関する第 298 条 3 項は、対

〔図 2〕1985 年旧商法における状況報告書の位置づけ



出典: B.Selch, 前掲書, 12 ページ

応した形で適用されねばならない。

商法第 289 条 1 項及び商法第 315 条はいずれも文言上において "Muss" 規定であるのに対して、商法第 289 条 2 項及び商法第 315 条 2 項は "Soll"規定である。その意味で第 1 項と第 2 項との関係が問題となる。いずれも第 1 項は記載義務規定であるが、第 2 項は必ずしもすべてに関して記載義務規定ではないとする見解がある。しかし、真実の写像表示の面からは第 1 項と第 2 項を密接不可分の関係にあると捉えて第 2 項も記載義務と解するべきというのが通説である 8。

その後, 1993年7月のEC第11号指令により, 第289条2項4号に会社の支店所在地の記載が追加された。

2 状況報告書規定の拡充

(1) 1998年コントラック法

1998年「企業領域における統制及び透明化法」(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich;KonTraG)(以下,コントラック法と略す。)の制定に伴い,商法第289条1項1文の後に次の文言,すなわち"その際に将来の発展のリスクについてもまた触れねばならない"という文言が追加された。その結果,その条文は以下の通りである。

1998年商法第289条1項:

状況報告書は真実の写像を伝達するように、資本会社における営業の経過及び 状況を少なくとも説明しなければならない。その際に将来の発展のリスクもまた 触れねばならない。

この追加された文言は連結状況報告書も全 く同様である(1998 年商法第 315 条 1 項)。

この追加理由は、国際的な会計の動向を踏まえて投資家に対する情報提供の強化による。これに対応して状況報告書に対する監査規定及び監査範囲を改正し、このリスク表示まで拡大された(商法第317条2項2文)。

これに呼応して監査報告書規定も改正した (商法第322条2項)。

既述の"その際に将来の発展のリスクについて触れねばならない"という法文上の解釈として、損失の危険という意味の狭義と、これにさらにチャンスも含めた広義とがある。この商法第 289 条 1 項 2 文でいう "将来の発展のリスク"は狭義を指す。そのリスクの発展のリスク"は狭義を指す。そのリスクのなかには存在するリスクの恐れのほかに将来のリスクも含まれる⁹。この法文上の解釈とは別に、状況報告書は年次決算書と対照的に情報提供を一義的としている以上、そこでは単に債権者保護原則に役立つネガティブな報告だけでなく、将来のチャンスも併せて開示すべきとする見解もある¹⁰。

(2) 2004年貸借対照表法改革法

2003年12月に公表されたEU会社法第4号指令46条における状況報告書に関する規定改正を受けて、2004年にドイツは「国際会計基準の導入及び決算書監査の質的確保に対する法」(Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung; Bilanzrechtsreformgesetz; BilReG,以下,貸借対照表法改革法という。)を制定した。

A 商法第 289 条 1 項の改正

これに伴い, 既述の商法第289条1項を 次のように全面的に変更した。

商法第 289 条 1 項:

状況報告書は、真実の写像を伝達するように、資本会社の営業の成果を含めて営業の経過及び状況を表示しなければならない。それは営業活動の範囲及び複雑性に応じた営業の経過及び会社の状況に関する適切で包括的な分析を含まなければならない。その分析のなかで営業活動にとってきわめて重大な財務業績の指標を含まねばならず、年次決算書において

示された金額及び報告に関連づけて説明 しなければならない。さらに、状況報告 書のなかで予測される発展はその重大な チャンスとリスクを判断し説明しなけれ ばならない。その基礎となる仮定を示さ ねばならない。

すでに触れた 1998 年コントラック法における商法第 289 条 1 項に対して、貸借対照表法改革法が新たに追加した点は以下の諸点である。

第1に、それまでの"少なくとも"という文言 を削除した。第2に"営業の成果を含めて営業 の経過"という表現に変更となった。第3に、 第4文との関連で従来の"将来の発展のリスク" という表現を"重大なチャンス及びリスクを含む 発展の見込み"(voraussichtliche Entwicklung mit Chancen und Risken) という表現に変更し た。その結果、新たにチャンスも含まれる。こ のチャンス及びリスクは、企業の内外で企業目 標の達成及び資本会社の状況に対してプラスも しくはマイナスに影響しうる発生の可能性がある すべての事象及び展開をいう。例えば営業政 策の変更、新しい販売市場の開拓、新製法の 利用、そこから生じる投資量とそれに関連する 財務的影響などや、業種リスク、企業戦略リスク、 人材リスク, 財務リスクなどである¹¹⁾。第4に, 第3文との関連で重大な財務業績の指標を示 さねばならない。主な財務業績指標は、成果 の発展及び成果の構成要素や、流動性及び資 本調達である 12)。

B 商法第 289 条 2 項の改正

この第1項規定の改正に対応して商法第289条2項も改正した。これによると、状況報告書は次の内容にも触れる必要がある。

第1号 重大な後発事象

第2号 a) ヘッジ取引のヘッジ処理方 法を含めたリスク管理の目標と方法

b) 価格変動リスクの価格下落

リスク・流動性リスク並びに会社 がさらされているキャッシュ・フ ロー変動リスク

第3号 研究開発の範囲

第4号 会社の支店

第5号 上場企業にあたっては会社の報酬システムの基本的特徴

このうちで貸借対照表法改革法が新たに追加した規定は、第2号a)及びb)と第5号である。

C 商法第289条3項の創設

さらに以下に示す第3項を創設した。

商法第 289 条 3 項:

大資本会社(商法第267条3項)に対しては、営業の経過あるいは状況の理解にとって重要なときには、環境及び従業員の関連情報のような非財務的業績指標についても第1項3文をそれに準じて適用する。

この非財務的業績指標の内容に関して法文上の定義はない。ただ立法者はその具体例として環境及び従業員に関する情報を想定する。これは明らかにEU現代化指令の範囲内の事項である。ただ、このEU現代化指令では環境及び従業員の事柄を含めて当該営業活動にとって重要な非財務的業績指標を想定しており、そこでは単に環境及び従業員に関する事項に留まらない。貸借対照表法改革法の立法理由書からは、環境及び社会的事項を単に指摘する。そこから一般に非財務的業績指標として顧客数の推移、人的資本(Humankapital)、研究開発の範囲並びに資本会社の社会的名声(Reputation)などが含まれる。

主な環境事項は以下の通りである 13)。

- ① 一般的環境戦略
- ② 環境計画と、環境基準あるいは環境証 明書と一致する言及
- ③ 環境保護分野に対する進展
- ④ 現在及び将来の法規定と実施している

環境保護措置との調和

- ⑤ 例えば物量的なエコ効率指数といった 環境に有用な指数
- ⑥ 環境報告書を独立して作成していると きにはその旨を指摘

この環境事項に関する業績指標として文献 では以下の諸点が指摘されている ¹⁴⁾。

- ① 持続可能性と廃棄物処理:水の消費, エネルギーの消費,温室効果ガス/ CO排出,原料の利用,クレーム数, 環境違反による訴訟及び過料,再生可 能エネルギーによる生産(数量報告), 廃棄物の量,廃棄物の再利用(数量報 告),リサイクル財の投入
- ② 環境活動:環境研修計画の数及び種類 /それに関与した従業員の割合,内部 及び外部環境監査の数

さらに、非財務的業績指標には企業の社会 的責任 (Corporate Social Responsibility; CSR) に密接に関連する以下の事項がある ¹⁵。

- ① 寄付及び社会事業参加 (Partnerschaft): 寄付の金額または現物資産の額/従業 員の作業期間
- ② 従業員の公共団体への関与
- ③ 設立及び業務の促進:経済促進計画に おける投資額
- ④ 倫理:周知となった贈賄・汚職の件数, 企業の倫理ルールに違反した契約数
- ⑤ 人権:人権違反の件数

CSR報告は主として労務, 環境, 社会の各基準であり, 人的資本, 持続可能性資本 (Sustainability Capital) 及び社会資本 (Social Capital) に分類される ¹⁶⁾。

この商法第289条3項の規定により、営業の経過もしくは状況との関係で重要なときには環境及び従業員といった非財務的業績指標の記載がはじめて必要となる。この記載要求は、明らかに状況報告書機能の拡大を意味する。ここでは環境戦略や環境保護政策及び人的資本としての従業員の報酬システムなど

が想定されている。しかしこれだけが問題ではない。それ以外に会社の発展に影響しうるすべての非財務的業績指標が重要となる。その結果,例えば顧客及び仕入れ先の関係,投資家及び資本市場の関係,組織及び製法のメリットといった無形固定資産に関する情報,会社の評判などがこれである。

(3) 2005年取締役報酬公開法

2005年に取締役報酬公開法(Vorstandsvergütungs-Offenlegungsgesetz)の制定により、商法第 289 条 2 項に第 5 号を追加した。これに伴い、上場株式会社に対してコーポレート・ガバナンスとの関連で取締役報酬制度の公表を義務づける。これに基づき、商法第 285 条 9 号との関連で報酬システムの概要を状況報告書において報告する。具体的には取締役及び監査役等報酬総額及びその算出方法がこれである。例えば、その報酬が成果連動タイプなのか否か、さらにストック・オプションの付与がそれに関係するか否かについての説明が必要となる。

但し、商法第 285 条 9a号で規定する各取締役報酬額を附属説明書に記載せずに、状況報告書に記載することも認められる(商法第 289 条 2 項 5 号 2 文)。

(4) 2006 年商法の一部改正

2004年に公表されたいわゆる買収防衛指令(Übernahmerichtlinie)第10条1項を変換するため、2006年に商法を一部改正した。その結果、商法第289条4項を創設した。この規定も同様に、コーポレート・ガバナンスとの関連で上場資本会社は状況報告書のなかで資本構造及びコントロールの構造並びに防衛策を開示しなければならない。その具体的な開示内容は以下の通りである。

2006年商法第289条4項:

第1号 引受済資本金の構成,株式の 種類が異なるときには,その権利及び義 務の種類と、会社資本金に対する割合の 報告

第2号 出資者間での取り決めから生じる場合であっても、それが会社の取締役に知られるときの議決権もしくは株式の譲渡に関する制限

第3号 議決権の10%を上回る資本 金に対する直接的もしくは間接的な投資 第4号 支配権限を付与する特別権の ある株式の保有者

第5号 従業員が資本金に投資しその 支配権を直接的に行使しないときの議決 権支配の種類

第6号 取締役構成員の任命及び解任 と定款変更とに関する法的規定と定款規 程

第7号 特に株式発行もしくは株式取 得の可能性に関する取締役の権限

第8号 買収要求による支配変更の条件にある重要な会社の定め及びそこから生じる効果;会社にとってその報告が不利となりうるときには、それは省略しうる;その他の法的な規定に対する報告義務はそれとは関係しない。

第9号 取締役構成員もしくは従業員 とで買収要求のケースで合意される会社 の損害の取り決め

(5) 2007 年商法の一部改正

2007 年に情報の透明性を目的としたEU 透明指令変換法(Transparenzrichtlinie-Umsetzungsgesetz; TUG)を変換するため、商 法第 289 条 1 項に以下の第 5 文を追加する。

商法第 289 条 1 項 5 文:

商法第264条2項3文の意味における資本会社の法的代表者は、資本会社の 営業成果及び状況を含む営業の経過が状 況報告書のなかで、真実の写像を表示し、 かつ第4文の意味における重要なチャン ス及びリスクを記載するように最善の知 見に基づいて表示することを保証しなけ ればならない。

この規定が設けられたのは、ヨーロッパにおける不正経理事件を防止するために、いわゆる経営者による会計報告書に対する確認書の提出義務化である。一般にそれは財務諸表の宣誓(Bilanzeid)と呼ばれている。この保証は、株式法第93条1項が定める堅実で誠実な経営者としての一般的な注意義務による要求に基づく「17)。

3 旧商法における状況報告書の基本的構造

上記のように、状況報告書に対する規定は 1985 年商法制定当時から 1998 年コントラック法及び 2004 年貸借対照表法改革法や 2007 年商法の一部改正を経てその基本的枠組みがほぼ形成されたといってよい。そこで、それを整理する。

(1) 旧商法第 289 条の概要

旧商法第289条の中核をなすのは、いうまでもなく第1項である。これは幾たびかの改正を経て次のように条文となった。

2009 年改正前商法第 289 条 1 項:

状況報告書は真実の写像を伝達するよ うに、資本会社の営業の成果を含めて営 業の経過及び及び状況を表示しなければ ならない。それは営業活動の範囲及び複 雑性に応じた営業の経過及び会社の状況 に関する適切で包括的な分析を含まなけ ればならない。その分析のなかで営業活 動にとってきわめて重大な財務業績の指 標を含まねばならず、年次決算書におい て示された金額及び報告に関連づけて説 明しなければならない。さらに、状況報 告書のなかで予測される発展をその重大 なチャンスとリスクについて判断し説明 しなければならない。その基礎となる仮 定を示さねばならない。商法第264条2 項3文の意味における資本会社の法的代 表者は、資本会社の営業成果及び状況を含む営業の経過が状況報告書のなかで、真実の写像を表示し、かつ第4文の意味における重要なチャンス及びリスクを記載するように最善の知見に基づいて表示することを保証しなければならない。

旧商法第 289 条全体の概要を示せば以下 の通りである。

- 第1項:状況報告書の一般的な法的要求
 - 1 文 営業の経過及び状況の全般的な 説明
 - 2 文 営業の経過及び状況の詳細な説 明
 - 3 文 財務的業績指標の記載
 - 4文 将来の発展に関する重要なチャンスとリスク
 - 5文 貸借対照表の宣誓
- 第2項:追加的記載要求
 - 1号 重要な後発事象
 - 2号 a) リスク管理の目標と方法
 - b) 金融商品に関するリスク報 告
 - 3号 研究開発費の範囲
 - 4号 支店の所在地
 - 5号 上場株式会社の報酬システム

第3項:大資本会社に対する非財務的業 績指標の追加報告

第4項:特定の株式会社及び株式合資会 社に対する特別規定<内容省略>

(2) 旧商法第 289 条の解釈

まず、この旧商法第289条の全体的解釈を取り上げる。これは第1項から第4項から成る。このうち第3項は大資本会社にだけ、また第4項は上場資本会社にだけそれぞれ適用されるにすぎない。したがって、この両項はあくまでコーポレート・ガバナンスの面から特定の資本会社に対する状況報告書の補完規定とみてよい。その結果、状況報告書の般的な性質を論じるときには、第1項と第2

項が考察の中心となる。

問題はこの両者の関係である。すでに触れ たように、文言上は第1項は法文上義務規定 であるのに対して、第2項は要請規定だから である。それに基づいて、両規定を別個の独 立した規定と解する見解がある。この考え方 によると、両者の報告内容を線引きし区別す る必要がある。特に第2項は義務を伴う報告 ではなくて、任意の報告内容に関係すると解 される。これに対して、両規定を統一的に解 釈する見解がある。その理由は、状況報告書 が真実の写像表示を目指すとすれば、第2項 をそのように解すべきではなく、むしろ第1 項との関連で義務規定と解するのが妥当だか らである。この考え方によると、第2項は第 1項の一般条項に対する法的具体化とみなさ れる18)。これが通説を形成する。

(3) 状況報告書の機能

1965 年株式法第 160 条 1 項で定めていた 営業報告書における状況報告は原則として過 去における営業の経過及び決算日現在の状況 報告を中心に静的 (statisch) に解されていた。 決算日以降に関する事項は特に重要な事象に 限定されていたにすぎなかった。これに対し て, 1985 年商法第 289 条は静的ではなくて 動的 (dynamisch) に解すべきというのが通 説である ¹⁹⁾。それ故に、過去における営業 の経過及び決算日現在はもちろん、さらに将 来的方向も十分に視野に入れた状況報告が不 可欠である。

前者の過去における営業の経過及び決算日現在を中心とした状況報告は、主として状況報告書について企業の経済状況に関する包括的な概観を示す意味で、年次決算書と同様に受託責任による会計報告(Rechenschaftslegung)としての機能を有する。ただ、ここでも真実の写像を表示する面からは、やはり情報機能も軽視できない。後者の将来的な状況報告は、年次決算書を補完する意味でもっぱら情報機能を有する²⁰。このよ

うな見解に対して、受託責任の会計報告面も結局、出資者に対する事後的な情報機能とも解されうる。したがって、これは広義の情報機能に包括されるという見解も有力である²¹⁾。この見解によると、状況報告書はこの意味における情報機能を一義的とする。

この状況報告書は、分配測定と自己情報及び企業外部情報に役立つ年次決算書とは明らかにやや異なる役割をもつ。両者は対等な立場であり、相互補完関係にあるという見解がある²²⁾。ただ、情報提供面では状況報告書固有の特質もある。例えば状況報告書は正規の簿記の諸原則(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung;GoB)の制約をうけない。説明による方式をとる。成果に関する質的要素による主観的な評価に基づく。このような種々の情報面をもつ点にその特徴がある。

この点で状況報告書は、たしかにアメリカ 証券取引委員会がレギュレーション S-K303 号で規定する「財政状態及び経営成績に関す る経営者の討議と分析 | (Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations; MD&A) ときわめて類 似する。これはアメリカ国内での上場企業に 対して、流動性、資本の源泉及び経営成績を 中心とした記述的説明と, さらに会計上の見 積に関するきわめて重要な方針の開示を主た る内容としたものである。ただ、MD&Aは 過去及び将来の理解及び評価にとって必要な 量的及び質的な成果要素について確認し分析 しなければならない。そこでの中心は営業活 動の成果の比較分析と流動性及び資本調達の 検討である。このMD&Aはドイツの状況報 告書よりも、より包括的かつ具体的で詳細な 情報提供が義務づけている点に両者の違いが ある²³⁾。

年次決算書とは違って情報機能面で独自性を もつ商法上の状況報告書は、商法以外の領域で も一定の役割を果たしている。例えば株式法にお いて取締役の監督、取締役の受託責任解除の 判断、株式の売買といった面に株主情報として役立つ²⁴⁾。これに対して、上場企業を中心とした資本市場法(Kapitalmarktrecht)における状況報告書は、資本市場の効率性の促進に寄与する²⁵⁾。この状況報告書はさらに配当規制とは別にその情報提供を通じて債権者保護にも役立つ²⁶⁾。別言すれば、配当規制中心の会計による債権者保護(Gläubigerschutz durch Rechnungslegung)ではなくて、状況報告書は情報による債権者保護(informationeller Gläubigerschutz)に対して一翼を担う。

Ⅲ 改正商法における状況報告書規定

1 旧商法第 289 条 4 項の改正

2007年11月に連邦法務省は「貸借対照表法の現代化に対する参事官草案」(Referent-entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts: Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz; BilMoG)を, 2008年5月にはその政府草案(Regierungsentwurf)をそれぞれ公表し, 2009年5月にBilMoGが成立した。これに伴い改正商法のなかに状況報告書に対する規定の変更を含む。

その変更の1つが商法第289条4項の改正である。2006年商法改正のなかで触れた商法第289条4項の第1号及び第3号に関する事項が附属説明書に記載されない場合に、状況報告書に記載される旨の規定が加わる(改正商法第289条4項1号·3号)。

2 商法第289条5項の創設

(1) 規定の概要

2006 年 6 月に改正されたEU会社法第 4 号指令第 46a条 1 項cをドイツ法に変換するため、第 289 条 5 項を新たに創設する。

改正商法第 289 条 5 項:

第264d条の意味における資本会社は 状況報告書のなかで財務報告に係る内部 統制システム及び内部リスク管理システ ムの重要なメルクマールを記述しなければならない。

ここで第264d条の意味における資本会社が 問題となる。改正商法第264d条によると、こ の資本会社は有価証券取引法第2条5項の意 味における組織化された市場で同法第2条1 項の有価証券を発行し売買する会社をいい、 資本市場性資本会社 (kapitalmarktorientierte Kapitalgesellschaft)と呼ばれる。かかる会社 には財務報告に係るリスク管理システムに関す る重要なメルクマールの記述が要求される。参 事官草案では、"リスク管理"概念は広義に解 され、内部統制システムはこのリスク管理の構 成要素となっていた (参事官草案商法理由書. 156ページ)。しかし、そのような広義の内部リ スク概念に代えて、政府草案はEU会社法第4 号指令第 46a条 1 項cと同様に内部統制システ ム及び内部管理システムという表現に変更し (政府草案商法第289条5項)、これを改正 商法は制定する。その場合、内部統制システ ム及び内部管理システムの重要なメルクマール を特に財務報告面に限定して記述すればよく、 内部統制システム及び内部管理システムの全体 を記述する必要はない。それらのシステムがな いときには、その旨を報告する。内部統制シス テム及び内部管理システムに関する有効性の評 価は必要ない。

この点との関連で改正株式法は第107条3項1文の後に次の文を追加する。

改正株式法第107条3項2文:

監査役会は特に監査役会委員会を設置することができ、それは会計プロセス、内部統制システムの有効性、リスク管理システム及び内部監査システムや、決算書監査、ここでは特に決算書監査人の独立性及び決算書監査人が追加的に行うサービスの監視に関与する。

この改正商法第289条5項の内容は、監査 人の監査対象である(改正商法第317条2 項)。これは連結状況報告書も同様である。

(2) 規定の特徴

この規定の特徴は以下の通りである。

この文言で示されている会計プロセスから みた内部統制システム及びリスク管理システムの範囲及び具体的な内容及び形式について 明言せず、いかにそれを設置すればよいかは 定かではない。その設置は会社の業務執行機 関の任務である²⁷⁾。

一般に内部統制システムは、業務の有効性及び効率性、内部及び外部の会計に関する秩序性及び信頼性、企業が遵守する法規定を確保するため、管理上の決定に遂行される組織上のプロセスに関する原則、手続及び規程のすべてを含む。これは企業活動を制御する内部監督システム(Steuerungssystem)及び監視システム(Überwachungssystem)からなる²⁸⁾。このうちで財務報告に係る内部統制システムの記述については、会計の有効性及び効率性の確保、すべての会計秩序の遵守の確保及び法規定の遵守の確保にかかわる原則、手続及び規程が重要となる。例えば以下の事項がその具体的内容である²⁹⁾。

- ① 取引が法規定に完全に合致し適切な評価で適切な期間に適切な勘定では把握される。
- ② 取引が会社の定款もしくは会社契約及 び一般的もしくは特別な管理規程と一 致して把握される。
- ③ 簿記の基盤が正当で完全である。
- ④ 実地棚卸が正規に実施され、実地棚卸 結果との差異が把握されるときに適切 に処理される。
- ⑤ 資産及び負債が決算日に適切に計上・ 評価される。
- ⑥ 信頼しうる有用な情報が完全に把握される。

内部リスク管理システムとは、企業がその 目標及び期待において恐れのあるリスクの識別、分析、評価及び監視に対する組織上の処理全体の実施を意味する。この内部リスク管 理システムは、株式法第91条2項が定めるリスク早期認識システム(Risikofrühererkennungssystem)と必ずしもイコールではない³⁰⁾。前者は会社の存続を脅かす後者の監視システムだけでなく、企業活動全般のリスクの認識と範囲を含み、より包括的だからである。

この内部リスク管理システムのうちで財務報告に係るものだけが状況報告書への記載の対象となる。具体的には立法者は金融商品のヘッジに対する評価単位(Bewertungseinheiten)を指摘する(政府草案商法、立法理由書、127ページ)。金融商品に対する包括ヘッジ、ポートフォリオ・ヘッジ及び個別ヘッジがこれである。金融商品以外の価格変動及びキャッシュフロー変動に対する相殺や、未実現利益と未実現損失との相殺も含まれるという見解がある³¹⁾。

すでに触れた商法第 289 条 2 項 2 号に基づく金融商品のリスク報告との関連で商法第 289 条 5 項に基づく報告内容の範囲における重複を避けるため,統一的なリスク報告(Risikobericht)も可能である。この選択権は状況報告書のなかで説明上の明確性を促進する。この点から立法者は商法第 289 条の法規定にこの重要な選択権を追加すべきであったという意見もある。ただ,法文上はあくまで業務執行機関に対してかかる財務報告に係る重要なメルクマールの報告義務を課すだけから出発する 322 。

いずれにせよ, 創設された商法第 289 条 5 項の詳細な内容は広範囲にわたって不確定のままである。

3 商法第 289a 条の創設

(1) 商法第 289a 条 1 項

改正商法はさらに商法第 289a条を創設する。その第1項は次の通りである。

改正商法第 289a条 1 項:

上場株式会社並びにもっぱら株式会社 以外の有価証券を有価証券取引法第2条 5項の意味における組織化された市場で発行する株式会社、発行株式が有価証券取引法第2条3項1文8号の意味における各国の売買システムで企業の了解により自由に売買される株式会社は、状況報告書の特別部分で企業管理に関して説明しなければならない。それは会社のインターネットで公表し入手可能でもよい。この場合には状況報告書のなかでインターネットの報告の旨を触れねばならない。

この改正商法第 289a条は, EU会社法第 4 号指令第 46a条 2 項及び 3 項をドイツ法に変換したものである。上場株式会社並びに債務証券を組織化された市場で発行する株式会社に対しては, 状況報告書のなかで企業管理に関する説明が要求される。

(2) 商法第 289a 条 2 項

第2項の規定は上記の企業管理の説明に関する具体的な内容である³²⁾。

- 1 株式法第161条に即した説明
- 2 公式に入手できる説明のほかに、法的 要求以外で適用する企業管理の有用な 報告
- 3 取締役及び監査役会の職務方法並びに 監査役会委員会との連携及び職務方法 に関する記述。その情報が会社のイン ターネットで公式に入手可能であれ ば、それについて指摘する。

まず第1号でいう株式法第161条は以下の規定である。

改正株式法第161条:

上場会社の取締役会及び監査役会は毎年、連邦法務省によって電子的連邦公報の公式部分で示された"ドイツ・コーポレート・ガバナンス規準の政府委員会"の勧告に従っているか、あるいはどの勧告を適用しなかったのか適用していないか、なぜそうなのかについて説明する。

もっぱら株式以外の有価証券を有価証券 取引法第2条5項の意味における組織 化された市場で売買のために発行し、そ の株式が会社の了承を得て有価証券取引 法第2条3項1文8号の各国間で取引 される株式会社の取締役会及び監査役会 にも同様に適用される。

同条2項:

その説明はその会社のインターネット で継続的に公表して入手可能でなければ ならない。

この改正株式法第161条規定でいう企業管理の説明はコーポレート・ガバナンス規準³³⁾ (Deutscher Corporate Governance Kodex; DCGK)を指す。旧株式法第161条とは違って、改正株式法第161条に従うと、DCGKにおけるどの勧告を適用しなかったのかだけではなく、さらに何故にその勧告を適用しなかったのかについての説明が新たに要求される。これは債務証券発行株式会社についてもDCGKの適用が準用される。

第 2 号は、法的要求以外で任意に適用する 有用な組織化された企業管理に関する説明規 定である 34 。具体的には 2011 年 11 月に公 表されたドイツ持続可能性規準(Deutscher Nachhaltigkeitskodex; DNK)がこれに該当 する 35 。

第3号は、取締役の任務は企業経営者としての自己責任、戦略的方向の発展及びそれに対する監査役会の同意であるのに対して、監査役会の任務は企業経営に対する取締役の監視である。取締役と監査役会はそれぞれの職責を果たすとともに、両者は必要な連携をとらねばならない。

この改正商法第 289a条は監査の対象外である(改正商法第 317 条 2 項 3 文)。

Ⅳ 状況報告書の検討

1 状況報告書の発展段階

状況報告書の発展段階について整理すると 以下の通りである。

第1に指摘すべきは、大きく流れを整理すると1985年商法制定以前の時期と、その制定以後今日に至るまでの時期に大別される。すなわち、前者は状況報告書がまだ登場せず、そのプレとしての営業報告書の時期である。後者は状況報告書が制度化された時期で、営業報告書が有していた会社の状況報告と会計事項の説明報告の2つの機能のうちで、状況報告書は状況報告のみを担当する。なお、説明報告を担当するのは附属説明書となる。

第2に、状況報告書以前の営業報告書の時 代は1884年株式改正法から1885年商法制 定まで100年間続いた。この時期はさらに 3つの段階に整理できる。

第1期は1884年株式改正法から1931年株式法改正前までの期間である。ここでは営業報告書の作成は義務づけられたが、その記載内容は明記されていなかった。株主総会に対してその提出義務はあったが、その承認は必要なかった。

第2期は、1931年株式改正法制定から1965年株式法制定前までの期間である。1931年株式改正法においてはじめて営業報告書が監査の対象となり、そこに記載すべき事項が明記され、1937年株式法の制定よりその記載内容がさらに拡充された。

第3期は,1965年株式法制定から1985年商法制定前までの期間である。1965株式法における営業報告書規定は会社の状況及び会計事項の説明をかなり包括的に明記した内容となり、わが国の営業報告書規定にも影響した。

第3に、状況報告書の時期は次の3つに区分できる。

第1期は、1985年商法制定から1998年

コントラック法制定前までの期間である。これは新たに形成された状況報告書の生成段階に相当する。

第2期は1998年コントラック法制定から2009年改正商法制定前までの期間である。この時期を通じてほぼ現在の状況報告書の骨格が形成された。その結果、これはいわばその確立期といえる。ここではそこに記載される内容の量的拡大が一段と図られた。単に財務的業績指標の記載も必要となり、また金融商品に関連するヘッジ方法やさまざまなリスク情報の開示も義務づけられた。その後、コーポレート・ガバナンスの面から取締役報酬開示、買収防衛策及び経営者の宣誓書の提出などが追加された。

第3期は2009年改正商法制定以降現在に至るまでの期間である。ここではコーポレート・ガバナンスの面がさらに強化される。一方で資本市場性資本会社に対して財務報告に係る内部統制システム及び内部管理システムの重要なメルクマールの記述と,他方で株式法第161条との関係で上場株式会社及び債務証券発行株式会社を対象にDCGKに対する企業管理の遵守説明及び企業が任意に適用するDNKの遵守説明とである。前者は経済監査士の対象となるが,後者はその対象外である。このように特定の資本会社に対してコーポレート・ガバナンスの面から更なる質的拡充が図られる。

以上の発展段階を図示すれば下の〔図3〕の通りである。

そして、改正商法第289条及び第289a条に関する状況報告書規定を整理すれば、次ページの〔表1〕の通りである。

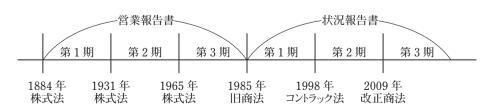
2 状況報告書の機能

次に状況報告書の機能について考察する。 状況報告書は外部報告手段ではあるが、し かし年次決算書の構成要素ではない。一般に 状況報告書の機能は基本的には2つある。

1つめは情報提供機能である。状況報告書は貸借対照表及び損益計算書には記載されない情報を補完する。例えば会社の経過及び状況や、将来の発展に関するチャンス及びリスクなどのように年次決算書が真実の写像を表示するように具体的な説明がこれである。一般に状況報告書は年次決算書の補助手段として位置づけられる。

この場合,附属説明書との二重記載問題がある。両者の記載内容をどのように明確に区別し線引きするかの問題は依然として残る。そこで,会計事項は附属説明書に記載し,それ以外の事項を状況報告書と明記するのが望ましいという見解がある³⁶⁾。また,一方で改正商法第289条5項の規定は基本的に財務報告に係る内部統制システム及び内部リスク管理システムに触れており,他方で改正商法第289条2項2号は将来の発展のチャンス及びリスクに言及する。特にリスク事項だけを中心に統一的なリスク報告を義務づけるべきであるという考え方がある³⁷⁾。

また, 状況報告書を年次決算書の単なる補助手段ではなく, むしろ状況報告書が外部報



〔図3〕状況報告書の発展段階

状況報告書の発展

〔表 1〕改正商法における状況報告書規定

NATIONAL WATER			中資本* 会社	大資本会社		
				資本市場性		
適用対象 商法規定				株式会社		
			株式会社 以外	株式以外の 有価証券 発行会社	上場会社	
289 条	1項	営業の経過と状況		,		
		重要なチャンスと リスクを含む将来予測	記載			
	2項	後発事象				
		財務リスクとその リスク管理方法				
		研究開発				
		会社の支店				
		報酬システム		_		記載
	3項	非財務的業績指標	_		記載	
	4項	買収防衛策		_		記 載
	5 項	財務報告に係る内部統制システム及びリスク管理システムの重要なメルクマール	_		記載	
289a条	1項・ 2項	企業管理	_	_	記	載

[※] 中会社が資本市場性を指向するときには、大規模資本会社とみなされる(商法第267条3項2文)。

告に対する情報手段として年次決算書と対等 の関係にあるとみなす考え方もある。その根 拠は状況報告書はドイツにおいて伝統的な GoBの支配を受けない点にある³⁸⁾。これに 即していえば、状況報告書には会社の内容に 対して単に財務内容に留まらず、それ以外の 広範囲な説明要求が当然生じる。具体的には 非財務的業績指標の開示がこれにほかならな い。その結果、定量的情報に加えて定性的情 報の重要性もこの状況報告書においてクロー ズアップされる。将来的にはこの範囲の拡大 が一段と進む可能性が多分にある。とすれば、 状況報告書を従来のようにあくまで年次決算 書の補完として捉える枠組みでは説明できな くなるかもしれない。年次決算書と全く分離 させて状況報告書の法的及び機能的独自性 39) や, いわゆる統合報告 (integrated reporting; IR) との関連性が問題となるであろう。 ただ、その範囲拡大の一方で、内部統制システム及びリスク管理システムをはじめ企業 管理に代表される用語の定義がないという問題も無視できない。その点から法の不安定性 や不明確性が指摘される 400。別言すれば、 状況報告書が情報過多に陥らないためには、 それらの具体的内容を明確化するのが不可欠 である。さらに、内部統制システム及び内部 リスク管理システムに対する有効性の記述を 法的に義務づけていないのもやや問題を含 む。これらの事項を法文上改善する必要があ る。

さらに、改正商法で規定する企業管理の説明はコーポレート・ガバナンスに関係する事項で、必ずしも状況報告書での記載は妥当ではないという批判がある。というのは、状況

報告書の作成は取締役の責任の範囲であるけれども、企業管理の説明は監査役がかなりの影響力をもつので、状況報告書に企業管理の説明を要求すると、その点に関する権限と責任のずれが生じる可能性があるからである⁴¹⁾。加えて、改正商法第 289 条は経済監査士の監査対象であるけれども、商法第 289a条は監査対象外となり、監査面で異なる要素が状況報告書に含まれる問題がある⁴²⁾。

この点から、状況報告書の多面的な情報を記載する方向は一部修正する必要がある。1つは状況報告書におけるコーポレート・ガバナンス事項すべてを網羅してコーポレート・ガバナンス報告として集約させる方向である⁴³。2つめは、これとは逆にコーポレート・ガバナンス事項を状況報告書から独立させて、例えば株式法第161条に収容する方向である⁴⁴。

2つめは保護機能である。具体的にはまず 投資家保護機能である。これには現在の投資 家だけでなく将来の投資家も含まれる。同様 に債権者保護機能もある。やはり現在の債権 者だけでなく、将来の債権者も含まれる。こ の保護機能の対象者として一般大衆が想定さ れているかどうかが問題となる。もろちん、 そこにはライバル企業は含まれておらず、そ の意味で一般大衆は含まれていない ⁴⁵。

3 状況報告書と事業報告との比較

ドイツの状況報告書とわが国の事業報告との比較を試みる。平成17年会社法制定前まではわが国でも営業報告書が計算書類規則の1つとして存在していた。会社法の制定により、それに代わって事業報告の作成が義務づけられた(会社法第435条2項・第437条1項・第438条)。これは株主総会に提出する義務があるが、会計監査人の監査の義務はない。

事業報告の内容を定めているのは会社法施 行規則第108条と公開会社にあっては第109 条である。それによると、事業報告の中心は、 前者の規定に関して①体制その他株式会社の 業務の適正を確保するのに必要な内部統制シ ステムの整備に関する事項と、②株式会社の 財務及び事業の方針決定を支配する者のあり 方に関する基本方針である。

後者の規定に関しては、 ②株式会社の現況 に関する事項、 ①株式会社の会社役員に関す る事項、 ②株式に関する事項、 ④新株予約権 等に関する事項である。このうちで③につい ての具体的な事項は以下の通りである。

- 1) 事業年度末における主要な事業内容
- 2) 事業年度末における主要な営業所及び 工場並びに使用人の状況
- 3) 事業年度末の主要な借入先及び借入額
- 4) 事業年度における事業の経過及びその 成果
- 5) その他(資金調達・設備投資・事業譲 渡等・吸収合併など)
- 6) 直前三事業年度の財産及び捐益の状況
- 7) 重要な親会社及び子会社の状況
- 8) そのほか、当該株式会社の現況に関す る重要な事項

この内容から、わが国の事業報告は総じて ドイツの状況報告書とある程度類似している といってよい。期末現在における内部統制シ ステムに関する事項や会社の現況を説明しな ければならないからである。しかし、細部に ついていえばドイツの状況報告書との相違点 も少なくない。例えば、第1に状況報告書で は将来の発展のチャンス及びリスクの記載が 不可欠であるのに対して, 事業報告では期末 時点の状況にだけその記載が原則的に限られ る。第2に、状況報告書では財務的業績指標 のほかに非財務的業績指標にも触れねばなら ないが、事業報告ではその公表義務がない。 状況報告書のほうが将来情報と非財務情報も 含める点で範囲が広い。第3に、状況報告書 において上場株式会社に対してさらに具体的 にDCGK及びDNKとの関連で企業管理につ いても説明が要求されるが、わが国には GCGK及びDNKに相当する規準はまだ存在 していない。

このように、ドイツの状況報告書規定のなかに不明確な点は少なくないが、これを参考にして、将来の予測や非財務的業績指標の記載のあり方を含めてわが国の事業報告のより一層の充実を図るべきかどうか検討すべきである。

むすび

第1に、状況報告書のルーツは営業報告書である。これは1884年株式改正法を出発点とし、その後1931年株式改正法により第2の状态期間に入り、さらに1965年株式法に

以上の論旨を整理すれば次の通りである。

の拡充期間に入り、さらに 1965 年株式法により基盤形成に対する第3の確立期を迎える。そこでは状況報告と説明報告とがまだ分離しておらず、混在していた。

第2に、1985年商法の制定によりもっぱ ら状況報告のみを対象とする状況報告書がは じめて登場し、個別上の状況報告書及び連結 状況報告書が制度化される。なお、説明報告 は別個の附属説明書に移行し独立する。 1998年のコントラック法制定前までが、い わば状況報告書に関する第1期としての生成 期に相当する。1998年のコントラック法の 制定により記載範囲が一段と拡がる。その意 味で、第2の確立期をむかえる。将来の発展 のチャンス及びリスクのほかに環境などの非 財務的業績指標や金融商品のヘッジ処理及び それに関連するさまざまなリスクの記載、さ らにコーポレート・ガバナンス面から取締役 報酬、買収防衛策及び経営者の財務諸表に対 する宣誓などの記載などが著しく拡大する。 現行の状況報告書の骨格はこの段階でほぼ形 成されている。2009年の改正商法による第

3の補強期に至る。コーポレート・ガバナンス強化の観点から資本市場性資本会社に対して財務報告に係る内部統制システム及び内部リスク管理システムの重要なメルクマールの記述と、企業管理の説明とをさらに義務づけ補強する。このような状況報告書への記載範囲の拡大に対して、一方でリスク報告やコーポレート・ガバナンス報告に関するその記載方法を整理する方向と、他方で状況報告書の情報過多を削減し、その純化を試みる方向が最近の動向である。

第3に、状況報告書は情報機能と保護機能としての役割を有する。状況報告書の情報機能は一方で年次決算書を補完するという側面をもつだけでなく、他方で真実の写像表示の面からは年次決算書とある意味で対等関係にあるという解釈も成り立つ。後者の立場に立てば、将来的には外部報告手段としての状況報告書がそれ自体独自の報告書として位置づけられる可能性がある。これは例えば統合報告との緊密な関係性を示唆するといってよい。状況報告書は投資家及び債権者の保護に重点がある。この場合の債権者保護は情報提供による保護を前提とする。

第4に、状況報告書はたしかにわが国の事業報告と一定の連関がある。しかし、後者は期末現在の現況及び過去と現在の損益にウェイトがあり、将来の発展のチャンス及びリスクや、非財務的業績指標を記載する必要はない。その点で、現時点においてはドイツの状況報告書のほうがわが国の事業報告よりも記載内容の範囲が充実している。ただ、状況報告書と附属説明書との二重記載の回避と、状況報告書のわかりやすい表示方法及び様式が今後の課題である。

[注]

1) この概要については、拙稿、「状況報告書 の役割」『会計学研究』(日本大学商学部 会計学研究所), 第18号, 平成16年11月, 19-39ページ。

- 2) C.Palmes, Der Lagebericht Grundfragen und Haftung, München, 2008年, 22 ページ。
- 3) C.Palmes, 前掲書注2), 23ページ。
- 4) C.Palmes, 前掲書注2), 26ページ。
- 5) C.Palmes, 前掲書注2), 27ページ。
- 6) 7) B.Selch, Das Lagebericht, Wiesbaden, 2003年, 11ページ。
- 8) Adler Düring Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, 第2巻, 第6版, Stuttgart, 1995年, 215ページ。 C.Palmes, 前掲書注2), 64-67ページ。 J.Tesch·R.Wißmann, Lageberichterstattung nach HGB, 第2版, Weinheim, 2009年, 80ページ。K.Schmidt編, Münchener Kommentar zum Handelsgesetzbuch, 第4巻, 第2版, München, 2008年, 841ページ。
- 9) B.Selch, 前掲書注6), 138ページ。
- 10) B.Selch, 前掲書注6), 138-139ページ。
- 11) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 73-77 ページ。
- 12) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 72ページ。
- 13) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 99-100ページ。
- 14) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 100 ページ。
- 15) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 101 ページ。
- 16) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 103-104ページ。
- 17) H.Ellrott etc.編, Beck'scher Bilanz-Kommentar, 第8版, München, 2012年, 1423ページ。
- 18) C.Palmes, 前掲書注2), 67ページ。
- 19) B. Selch, 前掲書注 6), 73ページ。 C.Palmes, 前掲書注 2), 63-64ページ。
- 20) Adler·Düring·Schmaltz, 前掲書注8), 188-189ページ。
- 21) B.Selch, 前掲書注6), 39ページ。

- C.Palmes, 前掲書注2), 185-186ページ。
- 22) C.Palmes, 前掲書注2), 93ページ。
- 23) C.Palmes, 前掲書注2), 106-107ページ。
- 24) C.Palmes, 前掲書注2), 139-140ページ。
- 25) C.Palmes, 前掲書注2), 185ページ。
- 26) C.Palmes, 前掲書注2), 204ページ。
- 27) T.Stein, Eine ökonomische Analyse der Entwicklung der Lageberichtsqualität, Wiesbaden, 2011年, 210ページ。
- 28) A.Stute, IFRS:Lagebericht und Konzernlagebericht, Berlin, 2010年, 190ページ。
- 29) A.Stute, 前掲書注28), 191ページ。
- 30) A.Stute, 前掲書注28), 193ページ。
- 31) A.Stute, 前掲書注28), 195ページ。
- 32) T.Stein, 前掲書注27), 211ページ。
- 33) この詳細は、正井章筰『ドイツのコーポレート・ガバナンス』成文堂, 平成17年, 316-337ページ及び拙稿, 「ドイツ会計制度とコーポレート・ガバナンス」『会計学研究』第23号, 平成21年3月, 17-19ページ参照。
- 34) J.Tesch·R.Wißmann, 前掲書注8), 127 ページ。
- 35) 状況報告書のなかに持続的可能性規準 を盛り込む方向については、拙稿、「状況 報告書と持続可能性規準」『産業経理』 第73巻第3号、平成25年10月、27~35ページ。
- 36) S.Bisschof·B.Selch, Neuerungen für Lagebericht nach dem Regierungsentwurf eines Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes (BilMoG), in: Die Wirtschaftsprüfung, 第61巻第21号, 2007年11月, 1023ページ。
- 37) T.Stein, 前掲書注27), 211-212ページ。
- 38) S.Bisschof·B.Selch, 前掲論文注36), 1025ページ。
- 39) C.Palmes, 前掲書注2), 93-94ページ。
- 40) C.Palmes, 前掲書注2), 114ページ。

状況報告書の発展

- 41) S.Bisschof·B.Selch, 前掲論文注36), 1029-1030ページ。
- 42) S.Bisschof·B.Selch, 前掲論文注36), 1030ページ。
- 43) T.Stein, 前掲書注27), 230ページ。
- 44) J.Baetge·H.J.Kirsch·S.Thiele編, Bilanzrecht, 第1巻, 第1版, Bonn, 2002年, 所収, HGB§289a, 8ページ。
- 45) C.Palmes, 前掲書注2), 229-230ページ。

(Abstract)

This paper is on the development of management report in German commercial law. The conclusion is as follows. First, the development of it has two stages. One stage is a period of pre-management report that was called annual report until 1985. Other stage is a period of management report since revised commercial law in 1985. Second, the former stage of annual report had three steps; in the first step the content of it was not still required for. In the second step the content of it was clearly stated. In the third step the detail contents increased to show present situation of firms. Third, the latter stage of management report also has three steps. In the first step it is independent from annual report. In the second step the contents significantly enlarge non-financial performance indicators as well as future chance and risk after 1998. In the third step requirements for corporate governance are strengthened since revised commercial law in 2009. Fourth, management report has two functions. One has a relation to the representation of transparent relevant information in firms. Another has a relation to the protection of investors and creditors. Fifth, German management report is indeed similar to Japanese management report. However both are not the same. The former has more comprehensive contents than the latter.